

令和5年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月6日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和5年9月11日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

11番 梅本 哲

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町	長	氷室 健太郎	建設課長	樋口 信吾
教育	長	富山 拓二郎	建設課参事兼 国県道対策室長	園田 和広
企画	課長	井上 新五	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下 誠紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長		鹿田 健	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
会計管理者兼 税務会計課長		中島 久見	教育委員会事務局 子ども課参事	船津 涼
環境	課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭
住民	課長	前田 武博	代表監査委員	井上 俊明
福祉	課長	才所 潤一		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	丸山 順子	書記	古賀 清亮
議会事務局係長	山下 亮一		

10. 議事日程

日程第1	認定第1号	令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	認定第2号	令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第3号	令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第4号	令和4年度広川防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第5号	令和4年度広川町水道事業会計決算の認定について
日程第6	認定第6号	令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定について
日程第7	報告第2号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について
日程第8	承認第3号	令和5年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
日程第9	承認第4号	令和5年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について
日程第10	承認第5号	現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認について
日程第11	同意第15号	広川町公平委員会委員の選任に対する同意について

- 日程第12 同意第16号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意について
- 日程第13 同意第17号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第37号 広川町表彰条例の一部改正について
- 日程第18 議案第38号 広川町特別職の指定等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第39号 広川町印鑑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第41号 令和4年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について
- 日程第22 議案第42号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第23 議案第43号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第44号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第45号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第46号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第47号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
なお、梅本議員については欠席の届けが出ております。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1～第6 認定第1号～認定第6号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1．認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第6．認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまでは令和4年度各会計の決算の認定でありますので、これを一括議題にしたいと思ます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．認定第1号から日程第6．認定第6号までを一

括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定についてまで一括して御説明申し上げます。

令和4年度分の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、7月12日から8月28日まで、井上代表監査委員、野田監査委員に審査をお願いし、決算審査意見書の提出をいただいております。今回の議会においてその認定をお願いしようとするものです。

本日は、決算審査の報告を賜るため、両監査委員に御臨席いただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、認定第1号 令和4年度広川町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書172ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計の歳入総額は9,992,423,546円、歳出総額は9,599,491,858円、差引額392,931,688円となっています。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が5,379千円ございますので、実質収支額は387,552,688円の黒字決算となっております。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書き及び広川町財政調整基金条例第2条第1項の規定により、財政調整基金へ39,000千円の積立てを行いましたので、令和5年度へ繰り越した純繰越金は348,552,688円となっております。

なお、決算の詳細につきましては、決算書2ページ以降に歳入歳出それぞれの款項別集計表、事項別明細書を、208ページ以降に財産に関する調書を、213ページに基金運用状況調書をおつけしておりますので、御確認ください。

続きまして、認定第2号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書191ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額が2,398,755,320円、歳出総額が2,355,230,557円で、歳入歳出差引きが43,524,763円となりました。実質収支額及び令和5年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第3号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算書199ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額305,016,497円、歳出総額296,960,303円で、歳入歳出差引きが8,056,194円となりました。実質収支額及び令和5年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第4号 令和4年度広川町防災ダム管理特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書207ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額35,404,632円、歳出総額33,651,507円で、歳入歳出差引額が1,753,125円となり、実質収支額、令和5年度へ繰り越した額も同額となっております。

次に、認定第5号 令和4年度広川町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

す。

別冊になっております、令和4年度広川町公営企業会計決算書の広川町水道事業会計決算書9ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入決算額は391,847,201円、支出決算額は314,158,136円となっております。

当年度純利益につきましては、11ページの損益計算書に記載のとおり77,309,532円で、前年度繰越利益剰余金321,876円を加えた77,631,408円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、10ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が12,532,930円で、支出が76,281,937円となっております。

次に、認定第6号 令和4年度広川町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

広川町下水道事業会計決算書の8ページを御覧ください。

まず、(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入決算額は372,429,539円、支出決算額は333,126,162円となっております。

当年度純利益につきましては、10ページの損益計算書に記載のとおり33,956,613円で、前年度繰越利益剰余金53,817,622円を加えた87,774,235円が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、9ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入が163,496,734円で、支出が260,533,353円となっております。

以上、認定第1号から認定第6号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

ここで、監査委員に出席いただいておりますので、決算審査の結果報告をお願いします。井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上俊明）

皆さんおはようございます。決算審査の報告の前に、7月の豪雨災害に遭われた町民の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、令和4年度広川町一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、さきに審査に付されました令和4年度の各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた附属書類並びに基金の運用状況に関する調書などについて、野田監査委員と共に関係職員の説明を求め、内容の検討を行い、慎重に監査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類はいずれも法令に準拠して作成されており、計数は諸書類と符合し、正確であり、決算は適正であると認められました。

また、基金の運用状況につきましても、各基金の設置目的に従い適正に運用され、計数も正確であると認めました。

審査の方法及び決算状況などの詳細につきましては、お手元の審査意見に記述をいたしておりますので、御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、総計決算の概要を申し上げます。

一般会計及び3件の特別会計の歳入総計決算額は12,731,599,995円、歳出総計決算額は12,285,334,225円で、差引額が446,265,770円の黒字となっております。翌年度に繰り越すべき財源5,379千円を差し引いた実質収支は440,886,770円の黒字となっております。一般会計は実質収支387,552,688円の黒字であります。

次に、特別会計の状況でございますが、3つの会計の実質収支は全て黒字であり、その総額は53,334,082円であります。

一般会計の歳入歳出決算の状況を見ますと、本年度の大きな特徴としましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金等の扶助費が減額になったものの、庁舎建設事業工事費の増などにより、前年度の決算に比べ、歳入歳出とも大きく増加をしております。

歳入のうち、自主財源の根幹である町税については、町民税や固定資産税の増収に伴い、前年度に比べ4.2%、1億円以上の大きな増収となっております。

歳入において大きく増加したものは、町税、庁舎建設事業に伴う町債や基金繰入金であり、減少したものの主なものは、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う国庫支出金や地方特例交付金であります。地方交付税は、基準財政収入額の増加等に伴い約45,700千円の減額となっておりますが、歳入全体では3.6%の増となっております。

歳出においても、先ほど申し上げましたとおり、庁舎建設事業に伴う工事費、また、第2分団防災拠点施設の用地購入に伴う消防費が大幅な増額となっており、臨時特別給付金に伴う扶助費が大幅減となっております。歳出合計では、前年度の決算に比べ5.1%の増であります。

一般会計、特別会計とも予算については重点的に配賦され、その執行についても財源確保や経費節減の努力によりまして効率的な事業遂行がなされていると認められました。

なお、特別会計のうち、住宅新築資金等貸付特別会計においては令和3年度で会計が廃止され、令和4年度からは一般会計へ引き継いでおります。

次に、水道事業会計の決算につきましては、収益的収支においては77,309,532円の純利益が計上され、資本的収支は63,749,007円の不足額が生じ、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度損益勘定留保資金により補填をされております。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収支において33,956,613円の純利益が計上され、資本的収支は97,036,619円の不足額が生じ、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び引継金により補填をされております。

上下水道事業は、町民生活の重要なライフラインに関する事業であります。今後も人口減少や老朽管対策などにより経営環境が厳しさを増していくことも予想されます。今後も引き続き事業運営の長期的視点に立ち、適切な投資や経費削減に取り組み、安全な水の供給や環境対策に努められ、町民の信頼に応えられるよう望みます。

次に、財政健全化法に基づく財政健全化の審査結果であります。

財政健全化法に基づく判断比率や普通会計の財務指標を見ますと、本年度の実質収支比率は8.0ポイントで大きな黒字決算が計上され、財政力指数は0.61となっております。また、経常収支比率は89.8%で、前年度に比べ3.8ポイント増加しており、高い水準にあるために財政構造が硬直化の傾向にあります。

また、実質公債費比率については8.4%、将来負担比率は34.9%で2.7ポイントの増となっ

ており、毎年増加傾向が続いております。今後、庁舎等の起債償還や普通建設事業の増嵩等に伴い比率の上昇も予想されます。これらの指標については、国が示している健全化基準に比べればかなり低く、健全な数値であります。今後も原油価格や物価高騰の可能性など、社会経済情勢は先行き不透明な状況が続くと見込まれ、本町においてもその影響を大きく受けることが想定されます。このような状況を踏まえ、引き続き必要な施策や事業の着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けて取り組む必要があります。

最後に、現在の行政を取り巻く状況等について少し発言をさせていただきます。

今年度は、長年務められた渡邊町長の後を引き継ぎ、氷室町長が誕生しました。これまでの町政の継続と新たな視点での町政を創造していくことが求められております。近年は、新型コロナウイルスの影響により地域の経済活動や地域活動が制限され、町民の意識も大きく変化をしております。新町長のリーダーシップの下、未来に希望が持てる地域の実現に向けて最大限の取組をされるよう期待をいたしております。

次に、災害対策についてであります。

7月10日の豪雨災害は、広川町始まって以来の大災害となりました。床上浸水等に遭われた方々も数多くおられ、いまだに不自由な生活を強いられております。被災された方々への支援や道路、水道施設など、公共施設の災害復旧とともに防災対策に最大限の努力をしていただくよう要望いたします。

次に、新庁舎に移りまして約1年が過ぎました。町民の皆さんにとりましても、交流拠点施設として活用していただいております。庁舎管理については現状分析を行い、よりよい住民サービスの向上や良好な職場環境の整備に向けて改善、検討を行われ、屋外スペースも含めて、さらなる有効活用への検討をお願いしたいというふうに思います。

最後に、町政運営に当たりましては、多様化する町民ニーズや地域課題を把握し、的確で迅速に対応していくことが大切であります。また、必要な行政サービスを将来にわたり提供していくためには、限りある財源や人的資源等を最大限に活用し、施策や事業の優先順位の厳しい選択と計画的で効率的、効果的な事業執行に努めていただくよう要望し、以上で決算審査の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時53分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本案については、10人の委員で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、10人で構成する一般会計等決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計等決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計等決算特別委員会の委員はお手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

日程第7 報告第2号

○議長（野村泰也）

日程第7. 報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書7ページをお願いします。

報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条並びに第22条の規定により、報告を行うものです。

監査委員の審査意見書につきましては、9ページから11ページにおつけしております。

詳細につきましては総務課長が説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告について御説明いたします。

議案書8ページの別紙を御覧ください。

健全化法第3条第1項の健全化判断比率につきまして、御説明いたします。上段の表になります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計等特別会計の赤字額、それから公営企業会計の資金不足は生じておりませんので、両比率とも表示はされておられません。

実質公債費比率につきましては、前年と変わらず8.4%、将来負担比率は、前年度より2.7ポイント増の34.9%という算定結果となりました。いずれの比率につきましても、早期健全化基準を下回っているところでございます。

続きまして、第22条の資金不足比率について御説明いたします。8ページの下段の表にな

ります。

水道及び下水道事業会計、いずれも資金不足は生じておりません。よって、資金不足比率も表示されないということでございます。

これらの比率につきましては、先ほどから御説明があつていただいております、監査委員に審査をお願いし、9ページから11ページに意見書の提出を受けているところです。説明は省略させていただきます。

以上で御報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の報告については、報告のみにとどめたいと思います。

日程第8 承認第3号

○議長（野村泰也）

日程第8. 承認第3号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

承認第3号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日に発生した豪雨災害に伴い、応急復旧事業及び被災者支援事業を早急に実施するため、令和5年7月21日付で令和5年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決の内容につきましては総務課長が御説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、令和5年度一般会計補正予算書（第5号）を御準備ください。こちらで御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正のとおり、既定の予算に532,659千円を追加し、補正後予算総額を9,320,198千円としております。

続きまして、4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、令和7年度までの賃貸型応急住宅賃借料4,101千円を追加しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正となります。21、災害援護資金貸付金債、22、公共土木施設災害復旧事業及び23の農地農林業施設災害復旧事業で総額325,100千円の地方債を追加し、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

歳入予算について御説明いたします。

15款. 国庫支出金については、1項、2項を合わせて70,215千円の増額をしております。公共土木施設、農地農業用施設の災害復旧、災害等廃棄物処理事業に係るものでございます。

16款. 県支出金は、災害救助費に係る県負担金73,349千円を増額しております。

19款1項. 基金繰入金につきましては、今回の補正の財源調整として63,995千円を増額しております。

22款. 町債については、第3表で説明いたしました地方債について総額325,100千円を増額しておるところです。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

次の3ページをお願いいたします。

3款1項. 社会福祉費については、罹災見舞金事業費、それから生活移動手段支援事業費、合わせて12,856千円を増額し、4項. 災害救助費については、災害救助費、被災住宅支援事業費、豪雨災害に伴う生活必需品給与等事業費、災害援護資金貸付事業、豪雨災害に伴う学用品給与事業費、4項. 災害救助費を合わせまして122,349千円を増額しております。

4款2項. 清掃費は、豪雨災害に伴う災害等廃棄物処理事業費61,169千円を増額しております。

8款1項. 消防費については、災害対策費を1,685千円、10款1項. 農林水産業施設災害復旧費及び2項の公共土木施設災害復旧費は、補助事業と単独事業を合わせましてそれぞれ82,700千円、251,900千円を増額しております。

15ページ以降に給与費明細書をおつけしております。給与費のうち、災害対応に係る時間外手当の増額をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第3号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 承認第4号

○議長（野村泰也）

日程第9. 承認第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

承認第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月10日に発生した豪雨災害に伴う追加の被災者支援事業等を早急に実施するため、令和5年7月31日付で令和5年度一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

専決の内容につきましては総務課長が御説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、令和5年度一般会計補正予算（第6号）について御説明をいたします。

予算書によりまして説明をさせていただきます。

第6号の補正予算につきましては、先ほど町長の説明のとおり、豪雨災害に伴う追加支援に係る経費と庁舎建設事業に係る地盤改良工事の工事費の増額を行ったものとなります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正のとおり、既定の歳入歳出予算に38,126千円を追加し、予算総額を9,358,324千円としております。

第2条 継続費の補正につきましては4ページをお願いいたします。

4ページの継続費補正の表のとおり、2款1項. 総務管理費、新庁舎等建設工事費について継続費の総額及び令和5年度の年割額の減額を行っております。

第3条の地方債の補正につきましては5ページをお願いいたします。

庁舎建設事業及び防災拠点等施設建設事業の地方債について、限度額の増額変更をお願いするものでございます。

続きまして、予算書に戻りまして2ページをお願いいたします。

歳入予算について説明いたします。

16款. 県支出金に、災害救助費に係る県負担金23千円を増額しております。

19款1項. 基金繰入金については、6号補正の財源調整として37,203千円を増額しております。

22款. 町債については、第3表 地方債補正で説明したとおり、庁舎建設事業に係る地方債を900千円増額しております。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書3ページをお願いいたします。

2款1項. 総務管理費については、新庁舎駐車場敷地の地盤改良に係る追加工事費として庁舎建設事業費に901千円を増額、3款1項. 社会福祉費については、罹災見舞金事業費に町単独事業としてくらし支援金15,400千円を追加、4項. 災害救助費については、豪雨災害に伴う生活必需品給与等事業費の事務費23千円を増額しております。

10款1項. 農林水産業施設災害復旧費及び2項. 公共土木施設災害復旧費は、町単独事業分を20,000千円、1,802千円をそれぞれ増額をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第4号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 承認第5号

○議長（野村泰也）

日程第10. 承認第5号 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

承認第5号 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結に係る専決処分について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年7月31日付で現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるところでございます。

専決の内容につきましては、現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事について、CBR試験の結果により路床地盤改良工事を追加し、解体工事の埋め戻しを購入土から建設発土土への変更が発生したことに伴う変更契約となります。

詳細につきましては税務会計課長が説明いたしますので、御承認賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

それでは、議案書17ページを御覧ください。

承認第5号につきまして、専決第5号 専決処分書の御説明をいたします。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結について次のとおり専決処分する。

令和5年7月31日

広川町長 氷室 健太郎

- 1 事業名 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事
- 2 当初契約額 1億9,250万円
- 3 変更契約額 1億9,339万9,800円
- 4 契約の相手方 福岡県八女市忠見255番地1
やひめ・大藪特定建設工事共同企業体
代表取締役 大石 秀夫

5 専決理由

現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事について、CBR試験の結果により路床地盤改良工事を追加し、解体工事時の埋戻しを購入土から建設発生土への変更が発生し、早急に対応する必要があるが、特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分するものである。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第5号 現庁舎等解体工事及び新庁舎等建設Ⅱ期工事請負変更契約の締結に係る専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第11 同意第15号

○議長（野村泰也）

日程第11. 同意第15号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第15号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意について御説明申し上げます。
議案書18ページになります。

同意第15号

広川町公平委員会委員の選任に対する同意について

広川町公平委員会委員として、次の者を選任したいので、町議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

住 所 八女郡広川町大字水原

氏 名 原野 昌一

提案理由

広川町公平委員会委員 原野昌一氏の任期が、令和5年9月27日をもって満了するので、引き続きその後任者の選任について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により町議会の同意を求めるものである。

以上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

これから同意第15号 広川町公平委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12 同意第16号

○議長（野村泰也）

日程第12. 同意第16号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第16号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意について御説明申し上げます。

議案書は19ページです。

同意第16号

広川町教育委員会委員の任命に対する同意について

広川町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、町議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

住 所 八女郡広川町大字一條

氏 名 野口 大樹

提案理由

広川町教育委員会委員 野口大樹氏の任期が、令和5年11月13日をもって満了するので、引き続きその後任者の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第4条第2項の規定により町議会の同意を求めるものである。

以上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

これから同意第16号 広川町教育委員会委員の任命に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第13 同意第17号

○議長（野村泰也）

日程第13. 同意第17号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第17号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について御説明を申し上げます。

議案書は20ページになります。

同意第17号

広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意について

広川町固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任したいので、町議会の同意を求める。

令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

住 所 八女郡広川町大字吉常

氏 名 荻野 壽生

提案理由

広川町固定資産評価審査委員会委員 坂田 康治氏の任期が令和5年9月30日をもって満了するので、その後任者の選任について、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により町議会の同意を求めるものである。

以上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。

これから同意第17号 広川町固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14 諮問第1号

○議長（野村泰也）

日程第14. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。
議案書21ページでございます。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、町議会に諮問を求める。

令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

住 所 八女郡広川町大字広川

氏 名 山下 貞夫

提案理由

本町の人権擁護委員 山下 貞夫氏が令和5年12月31日をもって任期満了するので、引き続きその候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律139号）第6条第3項の規定により町議会に諮問するものである。

以上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第15 諮問第2号

○議長（野村泰也）

日程第15. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。
議案書は22ページになります。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を推薦したいので、町議会に諮問を求める。
令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

住 所 八女郡広川町大字川上

氏 名 藤島 達也

提案理由

本町の人権擁護委員 姫野由美子氏が令和5年12月31日をもって任期満了するので、その後任の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律139号）第6条第3項の規定により町議会に諮問するものである。

以上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

日程第16 議案第36号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第36号 町道路線の認定についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第36号 町道路線の認定について御説明申し上げます。
議案書23ページになります。

議案第36号

町道路線の認定について

次のように町道路線を認定するものとする。

路線番号	路線名	起 点	終 点	号級
606	東山仁田線	広川町大字水原字東山仁田1957番1地先	広川町大字水原字東山仁田1945番1地先	2
607	第二南中園線	広川町大字久泉字南中園170番2地先	広川町大字久泉字南中園178番4地先	2

令和5年9月6日提出

広川町長 氷室 健太郎

理由

東山仁田線及び第二南中園線を道路改修事業により整備し、町道として管理したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づく町道路線として認定するにあたり、同条第2項の規定により町議会の議決を求めるものである。

詳細につきましては建設課長が御説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

議案第36号 町道路線の認定について御説明いたします。

24ページの認定路線の図面で説明いたしますので、そちらのほうを御覧ください。

今回の路線認定は集落内の4メートル未満の道路改良で、町が計画を進めている狹隘道路整備等促進事業として整備を図るために路線認定をお願いするものでございます。

1つは、鬼ノ淵地区の路線番号606、東山仁田線で、町道東山仁田線を起点に、終点を県道三瀦上陽線に接続する総延長95.0メートル、幅員4メートルの町道で、新規路線として認定するものです。

次ページ、25ページの認定路線図をお願いいたします。

もう一つの認定ですけれども、久泉公民館付近の道路で、路線番号607、第二南中園線は町道南中園線を起点に、久泉増永線を終点とした道路延長217メートル、幅員4メートルの町道で、こちらも新たに路線認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これから議案第36号 町道路線の認定についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第37号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第37号 広川町表彰条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第37号 広川町表彰条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は26ページでございます。

同条例案を別紙のとおり提案を申し上げます。

提案理由といたしましては、本条例中の号ずれを修正するため、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務課長が御説明を申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、表彰条例の一部改正の内容について御説明をさせていただきます。

議案書27ページをお願いいたします。

本条例第4条第3号及び第4号中に規定しております「第2条第1項第1号から第6号まで」の文言を「第2条第1項第2号から第7号まで」に改めるものでございます。

本条例第4条第3号及び第4号には複数の職を兼ねたときなどの在職期間の計算方法を定めておりますが、在職期間の計算の対象者を規定する第2条と第4条に号ずれが生じておりましたので、今回、条例改正を行いまして、附則に規定のとおり、公布の日から施行しようとするものでございます。

議案書28ページには新旧対照表をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第37号 広川町表彰条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第38号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第38号 広川町特別職の指定等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第38号 広川町特別職の指定等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。議案書は29ページでございます。

同条例案を別紙のとおり御提案するものでございます。

提案理由としましては、政策監の任用に当たり、給与及び旅費の支給について定めるため、本条例を一部改正するものでございます。

詳細につきましては総務課長が御説明を申し上げます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第38号 広川町特別職の指定等に関する条例の一部改正についての内容について御説明いたします。

6月定例会におきまして、地方公務員法第3条第3項第4号に規定する町長の秘書の職である政策監を指定することについて条例の制定を行いまして、あわせて、政策監の給料については特別職報酬等審議会の意見を聞くための条例改正を行ったところでございます。これを受けまして、政策監の給料の額について特別職報酬等審議会の答申が出されましたので、その答申を尊重し、給料の額などを追加するための条例改正を行おうとするものでございます。

議案書30ページをお開きください。改正内容の御説明をいたします。

現条例は第4条までで構成されていますので、第4条の次に第5条から第7条の条文を追加するものでございます。

第5条については給与に関する条文で、第1項に、政策監の給与は、給料と期末手当とすること、第2項で、給料月額を410千円とすること、第3項で、期末手当の額は、広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例により、町長、教育長と同様に、年間2.95月分を支給することを定めるものでございます。

第6条につきましては、旅費の支給に関する規定でありまして、町職員と同等の旅費を支給することを定めるものでございます。

第7条は給与と旅費の支給方法を定めるもので、第1項では、一般職と同様の支給方法によることとし、第2項では、期末手当の差し止め、支給しない場合、減額の計算方法について一般職員の規定を準用することを規定しております。

附則によりまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

31ページには新旧対照表をおつけしておりますので、御確認ください。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第38号 広川町特別職の指定等に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第39号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第39号 広川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第39号 広川町印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書は32ページでございます。

同条例案を別紙のとおり御提案申し上げます。

提案理由といたしましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務

に関する法律の一部改正及び個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付を窓口で行うことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては住民課長が御説明申し上げます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第39号 広川町印鑑条例の一部改正について、まず概要を御説明いたします。

現在、マイナンバーカードを用いてコンビニの多機能端末機、いわゆるマルチコピー機で印鑑登録証明書が取得できますが、本年5月11日に改正法が施行されたことに伴い、従来のマイナンバーカードに加え、カードを保有する者からの申請に基づき、スマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能となりました。これを使用し、申請者が店舗の端末機を自ら操作することで印鑑登録証明書を取得できるようにするための改正を行うものです。

また現在、役場窓口では印鑑登録証明書を取得する際に印鑑登録証が必要ですが、今回の一部改正では、登録者本人に限り、窓口でも個人番号カードを提示することにより請求が行えるように条例中に定めます。

34ページの新旧対照表を御参照ください。

第15条、ただし書きで、個人番号カードの交付を受けている登録者、印鑑登録をしている者自らが出頭した場合であって、当該登録者の意思に基づくものであると認められるときは、個人番号カードを提示することをもって登録証の添付に代えることができると記載しております。

第15条の2におきましては、法律改正に伴い、利用者証明用電子証明書が個人番号カード用利用者証明用電子証明書と移動端末設備用利用者証明用電子証明書に改めて定義されたことと、それを使用してコンビニで交付申請ができることを記載しております。

35ページ、第16条の第1号については、マイナンバーカードの提示があるとき以外は、印鑑登録証がないと申請を受理しない旨を記載しています。

コンビニ等でのスマートフォンを使用した手続が可能となる日については、令和5年内とされており、詳細な時期は未定であります。関連法律が施行されており、システム運用開始後、速やかに対応できるよう、改正条例の施行日については、交付の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第39号 広川町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第40号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。議案書36ページでございます。

同条例案を別紙のとおり御提案を申し上げます。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、所要の整備を行うため、本条例を一部改正するものでございます。

詳細につきましては福祉課長が御説明を申し上げます。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

改正の内容につきましては、議案書39ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、災害弔慰金の支給に係る改正です。

第4条では、弔慰金を支給する遺族の対象範囲について、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存在しない場合で、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給するため、追加するものです。

また、第2項の「養父母」への改正は、字句の修正によるものです。

次に、災害援護資金の貸付けに係る改正です。

第14条では、貸付けについては、これまで一律保証人が必須で、貸付利率は年3%と定められていましたが、法令改正により、保証人の有無を含め年3%以内で市町村が条例で定めることとなりましたので、低所得の方を対象としたほかの公的貸付制度を参考として、保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年3%以内とし、規則において定めることとしています。

次に、第15条の償還等についてですが、これまで償還方法が年賦償還のみでしたが、半年賦及び月賦償還を追加するものです。また「償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金」について、法改正に伴い条番号を改めるものです。

また、附則により、施行期日等については、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和5年7月7日以後に生じた災害から適用するとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決します。原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第41号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第41号 令和4年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第41号 令和4年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分について御説明申し上げます。

議案書40ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、令和4年度の事業年度末に生じた決算剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、処分を行うものでございます。

議案書41ページをお願いいたします。

決算剰余金の処分の内容につきましては、当年度末処分利益剰余金77,631,408円のうち、77,000千円を建設改良積立金として処分し、残額の631,408円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第41号 令和4年度広川町水道事業会計決算剰余金の処分についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第42号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第42号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第42号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,666,484千円を追加し、予算総額を11,024,808千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、二要素認証システム保守委託料ほか1事業について新たに追加し、小中学校校務支援システムリース料について事項の変更をお願いするものでございます。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、18、LED照明導入事業（街灯）を廃止し、1、臨時財政対策債ほか4事業につきまして限度額の変更をお願いするものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

歳入補正予算について御説明いたします。

10款1項. 地方特例交付金は3,833千円、11款1項. 地方交付税は、普通交付税交付額の決定により113,733千円をそれぞれ増額計上しております。

今年度の普通交付税は1,613,733千円となっており、前年度算定額と比較すると12,904千円、実質的な交付税である臨時財政対策債と合わせると62,399千円の減額となっております。

13款1項. 分担金は、農地災害復旧費分担金を24,007千円、15款1項. 国庫負担金は、公共土木災害復旧費国庫負担金を910,321千円、2項. 国庫補助金は、農地農業用施設災害復旧費国庫補助金など142,297千円、16款2項. 県補助金は、子育てのための施設等利用給付交付金など1,252千円をそれぞれ増額計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を330,586千円減額しております。

20款1項. 繰越金は248,552千円、21款4項. 雑入は54千円、22款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について553,021千円をそれぞれ増額計上しております。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明をいたします。

今回の補正予算では、現在の職員の配置状況に合わせて、特別会計への繰出金、補助金を含む職員人件費等の補正を行っております。

1 款 1 項. 議会費、2 款 2 項. 徴税費、6 款 1 項. 商工費、7 款 1 項. 土木管理費、2 項. 道路橋梁費、5 項. 下水道費、9 款 1 項. 教育総務費、5 項. 社会教育費については、職員人件費に係る補正となっております。

なお、7 款 2 項. 道路橋梁費において財源組替えを実施しております。

2 款 1 項. 総務管理費は、情報化推進事業費などが増額となっておりますが、職員人件費の減により、全体としては5,618千円減額し、3 項. 戸籍住民基本台帳費は、住基システム改修委託料など17,372千円を増額計上し、4 項. 選挙費は、町長選挙・町議会議員補欠選挙費など6,241千円を減額しております。

3 款 1 項. 社会福祉費は、社会福祉協議会事務費など1,222千円、2 項. 児童福祉費は、子育てのための施設等利用給付事業など7,828千円をそれぞれ増額計上しております。

4 款 1 項. 保健衛生費は、地域医療体制充実推進事業費など1,061千円、2 項. 清掃費は、豪雨災害に伴う災害等廃棄物処理事業費を26,490千円それぞれ増額計上しております。

5 款 1 項. 農業費は、緊急自然災害防止対策事業など438千円、8 款 1 項. 消防費は、消防施設費など29,052千円をそれぞれ増額計上しております。

10 款 1 項. 農林水産業施設災害復旧費は218,519千円、2 項. 公共土木施設災害復旧費は1,369,957千円をそれぞれ増額計上しております。

詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それではまず、全体の人件費の補正予算について御説明をいたします。

予算書31ページをお願いいたします。給与費明細書により説明させていただきます。

上段の表でございます。1、特別職の補正予算につきましては、この表中、比較の長等の区分でございます。副町長の9月までの不用額を、給与費と共済費を含み2,282千円を減額し、その他特別職の区分に政策監の10月以降の給与及び共済費3,901千円を増額しております。

会計年度任用職員を含む一般職の人件費につきましては、その下の表、2、一般職の表でございます。この総括表のとおり、共済費を含みまして一般会計全体で532千円を減額しております。今回は4月以降の人事異動に伴う補正が主なものとなりますが、特に豪雨災害への対応を主な理由といたしまして、31ページの下の方に手当の内訳がございしますが、時間外手当4,392千円の増額を行っております。

32ページ以降はその明細等になっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、各課からの人件費関係の説明につきましては割愛させていただきたいので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、総務課関係の補正予算について説明いたします。

予算書は5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為補正です。

上段の追加の表です。

二要素認証システム保守委託料につきましては、令和10年度までの保守料について2,310千円の債務負担行為をお願いするものです。

予算書6ページ、第3表 地方債補正につきましては、18、LED照明導入事業500千円を廃止し、下の表、1、臨時財政対策債から23の農地農林業施設災害復旧事業の5つの事業について限度額の増額変更をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

9ページの一番上です。10款、地方特例交付金、その下の11款、地方交付税につきましては、交付決定額に合わせて増額の補正をお願いするものです。

最下段の15款2項5目、総務費国庫補助金のうち、デジタル基盤改革支援補助金4,009千円の増額をお願いするものです。

続きまして、10ページの下の方になります。19項1項1目、財政調整基金繰入金については、今回の補正の全体調整といたしまして、330,586千円を減額しております。

20款1項1目、繰越金については、前年度の決算見込みによりまして248,552千円を増額しております。

次のページをお願いします。

22款1項、町債については、1目、総務債、4目、土木債を減額しておりますが、6目、消防債、9目、災害復旧債、10目、農林水産業債をそれぞれ記載のとおり増額し、町債全体で553,021千円を増額計上しております。

続きまして、歳出補正予算について御説明いたします。

14ページをお願いします。

14ページの一番上になります。2款1項1目、一般管理費、説明欄の町功労者等表彰費137千円の増につきましては、功労者表彰対象者の数が多いという見込みに合わせまして増額をお願いするものでございます。

その下の2目、文書広報費については、公文書開示請求における審査請求の増に伴いまして、120千円の増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

2款1項13目、情報管理費の情報化推進事業費につきましては、機器更新に合わせて顔認証とIDパスワードの認証の二要素認証システムを構築するための委託料7,214千円の増額をお願いするものです。

17ページをお願いします。

2款4項8目、町議会議員一般選挙費につきましては、通信運搬費908千円の増額をお願いし、同じく10目、町長選挙・町議会議員補欠選挙費については、人件費を合わせまして7,149千円の減額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

それでは、企画課関係の補正予算について説明いたします。

予算書5ページをお願いいたします。

5ページ、債務負担行為補正となります。追加、2段目の第3分団防災拠点施設建築工事設計・監理委託料ですが、防災拠点施設の整備に当たり、工事設計と監理業務を併せて業務委託を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書27ページ中段をお願いいたします。

8款1項3目、消防施設費につきましては、第3分団防災拠点施設建築工事設計・監理委託料及び第1分団防災拠点施設建設に係る用地購入費分の増額補正、下段の防災施設費につきましては、消防防災無線の小椎尾簡易中継局の修繕に係る費用の増額補正となります。

下段、5目、災害対策費につきましては、地域減災への取組として、各地域に防災用土のうを配置するため、土のう用真砂土やブルーシート等の配布費用を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明を申し上げます。

予算書5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の下段、変更の欄を御覧いただきたいと思っております。

各学校で使用しております校務支援システムのリース期間が終了いたしまして、その後、引き取って継続して使用することから、リース料を保守点検委託料へ事項の変更をお願いするものになります。

次に、歳入です。

予算書の9ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、15款2項1目、民生費国庫補助金2,261千円の増額につきましては、家庭での児童の養育が困難になったときに一定期間の養育、保護を行う子育て短期支援事業の委託料や、認可外保育施設等の利用者が増えたことによる施設等利用給付費の増額及び出産・子育て応援交付金給付事業に従事します補助的会計年度任用職員の任用に伴う旅費の増額といった、後ほどまた歳出のところで御説明いたします増額分に係る国からの補助金となります。

予算書10ページをお願いいたします。

16款2項2目、民生費県補助金1,252千円の増額につきましても、ただいま御説明いたしました民生費国庫補助金と同じ内容の県からの補助金となっております。

次に、歳出です。

予算書21ページをお願いいたします。

3款2項1目、児童福祉総務費のうち、説明欄1つ目、子ども家庭総合支援拠点事業は、家庭での児童の養育が一時的に困難になったときに一定期間の養育、保護を行う新規事業、子育て短期支援事業の委託料と、説明欄2つ目、出産・子育て応援交付金給付事業は、当該事業に従事します補助的会計年度任用職員の任用に伴う旅費の増額をそれぞれお願いするものになります。

次に、3款2項2目です。児童措置費3,819千円の増額につきましては、認定こども園や

認可外保育施設の利用者が当初の見込みより増えたことにより、施設等利用給付費の増額をお願いするものになります。

次に、予算書28ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、9款1項3目、義務教育振興費です。こちらにつきましては、上広川小学校と下広川小学校に英語専科の非常勤講師を補助的会計年度任用職員として任用したことなどにより、専務的会計年度任用職員報酬2,610千円を減額し、補助的会計年度任用職員報酬へ同額の計上をお願いするものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

次に、産業課補正予算について説明いたします。

まず、歳入予算です。

予算書9ページ中段をお願いします。

13款1項4目、農地災害復旧費分担金です。7月豪雨による国庫災害対象の農地災害復旧に係る受益者負担金24,007千円です。

続いて、10ページ上段です。

15款2項7目、災害復旧費国庫補助金です。農地農業用施設、林道の災害復旧に係る国庫補助金114,477千円です。

次に、歳出予算について説明いたします。

予算書24ページ中段です。

5款1項5目、農地費、町単独農業用施設整備費につきましては、当条区の猪ヶ迫池の用地買収費、緊急自然災害防止対策事業については、梯区の不日見甲池の廃止に向けた測量設計委託料10,000千円をお願いするものです。広川防災ダム管理特別会計繰出金は、今回のダム特別会計の1号補正によるものです。

予算書29ページ下段です。

10款1項1目、農地農林業施設災害復旧費です。まず、単独災害は農業用施設11地区、林道3路線の復旧工事費20,500千円です。次に、補助災害は農地11地区、農業用施設5地区、林道3路線の復旧工事費196,915千円の増額をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

まずは歳入から説明します。

予算書9ページ中段をお願いします。

15款1項3目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧工事に伴う国庫負担金で、道路、河川、橋梁の災害25か所分、910,321千円を増額補正しております。

なお、国庫負担額は復旧工事費の66.7%となっております。

次に、歳出を説明いたします。

予算書30ページをお願いします。

10款 2項 1目．公共土木施設災害復旧費の1,369,957千円の増額補正は、7月の豪雨災害による道路、河川、橋梁の復旧費となっております。その内訳は、公共土木施設単独災害復旧費5,157千円が、災害復旧に係る職員の時間外手当1,357千円と町単独災害復旧工事4か所の工事費3,800千円となっております。また、公共土木施設補助災害復旧費1,364,800千円は、吉常逆瀬谷線ほか15路線、小椎尾川ほか5河川及び松川原橋ほか2橋、計25か所の公共土木施設補助災害復旧工事費となっております。

建設課分の補正は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課の補正予算について、歳入から説明いたします。

予算書の9ページ下段をお願いいたします。

15款 2項 2目．衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金13,245千円の増額につきましては、豪雨災害に伴う災害等廃棄物処理事業費に係る補助金でございます。補助率は2分の1です。

続きまして、歳出でございます。

予算書23ページ中段をお願いします。

4款 2項 2目．塵芥処理費、説明欄の豪雨災害に伴う災害等廃棄物処理事業費の26,490千円の増額につきましては、7月10日に発生いたしました豪雨災害に伴い、家電リサイクル処理及び八女西部広域事務組合での処理に手数料4,800千円、8月以降の災害廃棄物収集運搬業務に11,490千円、公費解体に伴う被災家屋解体・撤去の調査業務に対する4,000千円、合計15,490千円の委託料でございます。また、自費解体に伴う被災家屋解体及び撤去の補助金6,200千円の増額となっております。

予算書27ページ上段をお願いします。

7款 5項 1目．公共下水道事業費、説明欄の下水道事業会計繰出金180千円の減額につきましては、人件費、児童手当の確定に伴う一般会計から下水道事業会計への繰入れの不用額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、一般会計補正予算（第7号）の住民課分について御説明いたします。

歳入から御説明します。

予算書は10ページになります。

15款 2項 5目．総務費国庫補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金2,952千円の増額は、自ら申請手続きすることが困難な高齢者施設入所者等について、施設職員等が申請サポートや代理交付手続きをした場合に交付されるものです。社会保証・税番号システム整備補助金5,353千円の増額については、住民票への振り仮名、マイナンバーカードへの振り仮名及びローマ字表記を追加するためのシステム改修について交付されるものです。

11ページをお願いします。

21款4項2目8節. 雑入のうち、運動事業個人負担金54千円の増については、健康係で実施する運動事業参加者の個人負担金を見込んでおります。

次に、歳出になります。

予算書16ページをお願いします。

中ほどになります。2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費の12節. 委託料、住基システム改修委託料5,353千円につきましては、歳入でも申し上げた住民票等への振り仮名等付与するためのシステム改修費です。

16ページから17ページになります。

個人番号カード関連事業費の7節. 報償費2,952千円につきましては、高齢者施設等におけるマイナンバーカード申請サポート、代理交付に係る謝金を計上しています。

22節. 償還金、利子及び割引料465千円につきましては、令和4年度に交付された個人番号カード交付事務費補助金額の確定により返還するものです。

20ページをお願いします。

3款1項6目. 国民健康保険特別会計繰出金1,300千円の減は、職員給与費等に係る繰出金です。

22ページをお願いします。

22ページの一番下から23ページにかけてです。4款1項1目. 保健衛生総務費の地域医療体制充実推進事業費、18節. 負担金、補助及び交付金1,441千円の増額は、物価高騰の影響を受けている医療機関に対して光熱費や食材費などの上昇分を支援するもので、一般医療機関は県が支援しますが、県の事業の対象外である公立八女総合病院企業団へ補助するものです。

4款1項2目. 予防費につきましては、歳入のほうで申し上げた特定財源54千円の財源組替えをしております。

住民課分の説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の19ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

3款1項1目. 社会福祉総務費、説明欄の一番上にあります社会福祉協議会事務費450千円の増額につきましては、広川町社会福祉協議会会長の交代に伴い、社会福祉協議会において報酬の支払いが必要となったことから、交付金を増額するため、補正予算をお願いするものです。

次に、同じく19ページ下段、3款1項3目. 老人福祉費、説明欄の指定介護予防支援事業費294千円の増額及び包括的支援事業費294千円の減額につきましては、介護予防支援計画の策定等を行う専務的会計年度任用職員3名分の時間外勤務手当が不足するため、予算の組替えを行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

31ページの給与費明細書のところですが、特別職の議員が13となっています。確かに定数は13ですが、実質12人なので、12ですべきではないでしょうか。報酬金額等が違って来るのではないかと思いますけど、いかがですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

今御指摘いただいたとおり、議員の数は今1名減っておりますので、今後、議会事務局と相談いたしまして、次回以降の定例会でまた提案させていただくことになるかも分かりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第42号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第43号

○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第43号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第43号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に

32,768千円を追加し、予算総額を2,530,386千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款2項. 国庫補助金は、出産育児一時金臨時補助金を100千円、6款1項. 県負担金は、特別調整交付金726千円をそれぞれ増額計上しております。

10款1項. 他会計繰入金は、職員給与費等繰入金を1,300千円、2項. 基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を10,282千円それぞれ減額しています。

11款1項. 繰越金は43,524千円を増額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は、職員人件費など574千円を減額し、2款4項. 出産育児諸費は、財源組替えを実施しております。

9款1項. 償還金及び還付加算金は、令和4年度普通交付金返還分を33,343千円増額計上し、10款1項. 予備費を1千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第43号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第44号

○議長（野村泰也）

日程第24. 議案第44号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第44号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に4,156千円を追加し、予算総額を321,463千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款1項.繰越金は4,056千円、6款2項.償還金及び還付加算金は100千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項.後期高齢者医療広域連合納付金は4,057千円、3款1項.償還金及び還付金は100千円をそれぞれ増額計上し、10款1項.予備費を1千円減額しております。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第44号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第45号

○議長（野村泰也）

日程第25. 議案第45号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第45号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に8,930千円を追加し、予算総額を26,346千円とするものでございます。

第2条 地方債の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、2、緊急浚渫推進事業について新たに追加をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

4款1項. 一般会計繰入金は1,423千円を減額し、5款1項. 繰越金は1,553千円、7款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について8,800千円をそれぞれ増額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

1款1項. 総務管理費は、土砂撤去工事など8,930千円を増額計上しております。

以上、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第45号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第46号

○議長（野村泰也）

日程第26. 議案第46号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第46号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を30千円増額し、資本的支出を40千円増額しまして、予算総額434,023千円とするものでございます。

資本的収支では83,724千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

収益的支出の総係費30千円の増額及び資本的支出の総係費40千円の増額につきましては、

人件費の増額によるものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第46号 令和5年度広川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第47号

○議長（野村泰也）

日程第27. 議案第47号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案第47号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出を5,704千円増額し、資本的収入を180千円減額、資本的支出を288千円減額し、予算総額842,606千円とするものでございます。

資本的収支では134,253千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いいたします。

収益的支出の管渠費5,500千円の増額は、工事請負費につきまして下水道に起因する道路舗装工事等の増額、補償、補填及び賠償金につきましては、4条予算からの組替えによる増額でございます。総係費204千円の増額は、人件費及び矢部川流域下水道事業推進協議会負担金の増額によるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入の他会計補助金180千円の減額は、一般会計からの児童手当分繰入金金の減額によるものでございます。

資本的支出の総係費288千円の減額は、人件費の減額によるものでございます。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第47号 令和5年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分 散会